

令和元年台風第19号による被災者を対象とする各種証明書手数料免除について

本日より、令和元年台風第19号により被災された方への生活支援として、被災者が被災を原因とする各種支援制度等の手続に必要とする住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税課税（非課税・所得）証明書等の交付手数料を免除しますので、お知らせします。

1 対象者

令和元年台風第19号を原因とする「罹災証明書」又は「罹災届出証明書()」を提示できる方

罹災届出証明書は被害の届出のあったことを証明するもので、原則、調査は不要です。

2 手数料を免除する証明書の種類

住民基本台帳関係	印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、その他住民基本台帳に関する証明書
戸籍関係	戸籍全部（個人）事項証明書、除籍全部（個人）事項証明書、その他戸籍に関する証明書
税証明書関係	市・県民税課税（非課税・所得）証明書、納税証明書（国民健康保険税含む。）、その他市税に関する証明書

3 申請に必要なもの

- (1) 「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」(コピー可)
- (2) 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）
- (3) 委任状（代理人が申請する場合）
- (4) 印鑑登録証明書又はさがみはらカード（印鑑登録証明書が必要な場合）
提出先及び手続を行う各種支援制度名がわかる書類等をお持ちください。

4 免除を行う期間

令和元年11月6日（水）から令和2年11月30日（月）まで

5 受付窓口

住民基本台帳関係 戸籍関係	各区役所区民課、各区役所まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く。）、緑区役所各出張所、各連絡所
税証明書関係	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、各区役所まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く。）、緑区役所各出張所、各連絡所
国民健康保険税 納税証明書等	国民健康保険課、城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター、 緑区役所各出張所

6 留意事項

コンビニ交付により取得した証明書については、申請時に罹災の事実及び利用目的を確認できないため、免除とすることができません。

問合せ先

区政支援課 直通電話 042-704-8911 対応責任者 馬場 浩司
税制課 直通電話 042-769-8220 対応責任者 並木 重人